

組合員・利用者の皆様へ

県央愛川農業協同組合
代表理事組合長 馬場 紀光

不正融資に係る裁判の判決について

当組合で発生した元役職員が関与した不正融資に関し、組合員・利用者の皆様には多大なるご迷惑とご心配をおかけしましたこと、衷心よりお詫び申し上げます。

この不正融資で背任罪に問われていた元組合長に対して、自己保身を目的に融資を主導したなどとし、平成30年9月5日に横浜地方裁判所小田原支部において有罪判決が言い渡されました。

今回までの裁判により明らかにされた内容の精査と再発防止策への反映を図るとともに、信頼の回復のため役職員一丸となって再発防止策に取り組み、さらなるコンプライアンス意識の確立を徹底してまいります。

組合員・利用者の皆様には、ご迷惑とご心配をおかけすることとなりましたこと、衷心よりお詫び申し上げます。

平成30年9月6日